袖ケ浦市監査委員告示第５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和８年１０月２６日

袖ケ浦市監査委員　　阿　津　　光　夫

袖ケ浦市監査委員　　佐　藤　　麗　子

令和７年度決算審査の結果（令和８年８月２１日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
契約事務及び支出事務の適正化に関するもの【保育幼稚園課】 市内保育施設言語検査委託について、執行伺い、契約書の締結、支出負担行為、支出命令など一連の事務処理において、不適切な処理を行っている事例が多数認められた。 関係法令等を遵守し、チェック体制の強化と早急な改善を求める。	一連の事務処理において、不適切な処理が多数あったことから、チェック体制の強化と早急な改善が必要である。 具体的には、進捗管理表やチェックリストを用いて、契約・財務事務の日付誤りや業務の遅れなどがないよう課内で相互に確認する。 見積依頼書の送付漏れがないよう、課内共有の進捗管理表を使用し、各項目の入力内容を見ながら、課長・班長・担当者は漏れや遅れがないか確認する。 支出負担行為伝票・支出命令伝票について、チェックリストを伝票に添えて回議し、課長・班長・担当者は各チェック項目を見ながら、適正であるかどうか確認する。 業務完了報告の日付に誤りがないかどうか確認するため、契約書の写しを添付して供覧する。 契約書は送付前に、班長や副担当者も誤りがないかどうか再確認し、課長は進捗管理表で最終確認する。 また、契約・財務事務における適正な事務処理のため、課内研修を実施して相互チェック機能を高める。